

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第59号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(大田市事務分掌規則の一部改正)

第1条 大田市事務分掌規則(平成17年大田市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「主幹」の次に「及び調整監」を加え、同条第7項中「、調整官」を削る。

第8条第5項中「、調整官」を削る。

(大田市職員及び職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 大田市職員及び職員の職の設置に関する規則(平成17年大田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、部管理事務補佐」を削り、「、園長」の次に「、調整監」を加え、同条第2号中「、室長」を削り、「、主幹」の次に「、調整監」を加える。

(大田市職員の任用に関する規則の一部改正)

第3条 大田市職員の任用に関する規則(平成17年大田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(大田市人事記録に関する規則の一部改正)

第4条 大田市人事記録に関する規則(平成17年大田市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表5の項中「場合」の次に「又は役職定年に基づき補職その他の職名を変更する場合」を加え、同表18の項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同表29の項中「再任用」を「定年前再任用」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同表38の項中「（再任用） 地方公務員法第28条の4第2項（同法第28条の5第2項及び第28条の6第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合をいう。」を削る。

（大田市職員希望降格制度実施規則の一部改正）

第5条 大田市職員希望降格制度実施規則（平成20年大田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「大田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」を「大田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に改める。

（大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条並びに第10条第1項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（大田市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第7条 大田市職員の育児休業等に関する規則（平成17年大田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第3号ア（イ）」を「第2条第4号ア（イ）」に改める。

(大田市職員の給与に関する規則の一部改正)

第8条 大田市職員の給与に関する規則(平成17年大田市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第5条の3の次に次の1条を加える。

(条例附則第15項の規定の適用を受ける職員の支給額)

第5条の4 条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する前条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

第9条の21の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条の25の2第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第18条第1項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第15項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

7 条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の9第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(大田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第9条 大田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年大田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「第4条の2」を「第4条第10項」に改める。

（大田市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

第10条 大田市技能労務職員の給与に関する規則（平成21年大田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 8 技能労務職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第6条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第6条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された技能労務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

- 8 当分の間、技能労務職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該技能労務職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能労務職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを

100円に切り上げるものとする。)とする。

- 9 前項に規定するもののほか、大田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大田市条例第40号）による改正前の大田市職員の定年等に関する条例（平成17年大田市条例第30号）第3条の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置については、一般職員の例による。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（大田市人事記録に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第4条の規定による改正後の大田市人事記録に関する規則に定めるもののほか、暫定再任用職員の人事記録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部改正に伴

う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の規定を適用する。

(大田市職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する規則の規定を適用する。

(大田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年大田市条例第41号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第6条第2項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第6条第3項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第6条第2項(前項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第6条第1項

(大田市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大田市技

能労務職員の給与に関する規則第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規則第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大田市技能労務職員の給与に関する規則第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規則第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 第10条の規定による改正後の大田市技能労務職員の給与に関する規則第4条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。